

つくば市監査公表第1号

令和2年度（2020年度）財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和3年3月1日

つくば市監査委員 高橋博之

つくば市監査委員 石川寛

つくば市監査委員 神谷大蔵

令和2年度（2020年度）財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の執行者

つくば市監査委員 高橋 博之

つくば市監査委員 石川 寛

つくば市監査委員 神谷 大蔵

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査

第3 監査等の実施期間

令和2年（2020年）10月13日から令和3年（2021年）2月26日まで

第4 監査の対象

所管課 経済部農業政策課

補助団体 茨城県つくば芝振興協議会

第5 監査の範囲

令和元年度（2019年度）につくば市が交付した補助対象事業の運営状況、その他の事務の執行状況

第6 監査の方法及び着眼点

監査の実施に当たっては、次の事項を主な着眼点とし、関係帳簿・関係資料を調査するとともに、所管課及び団体関係職員から説明を聴取するなどの方法で実施した。

1 所管課

- (1) 補助金の決定は、要綱、予算等に適合しているか。
- (2) 補助金の支出手続きは、条例、規則、要綱等に従い行われているか。
- (3) 団体への指導監督は適切に行われているか。

2 補助団体

- (1) 補助事業等は目的、交付条件に沿って適正に執行されているか。
- (2) 補助金の管理運用、会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。
- (3) 出納関係諸帳簿の整備、記帳は適正に行われているか。

第7 補助金の概要

1 補助金の名称

令和元年度つくば市農業振興事業費補助金

2 補助対象事業

芝振興事業

3 補助金の交付目的

市内の在来芝と茨城県が育成選抜した登録品種の育成及び販路拡大に取り組み、統一した生産・販売戦略に基づきつくば芝のブランド化を推進することを目的とする。

4 補助対象経費

芝振興対策事業に要する事業のうち、次のものとする。

- (1) 旅費
- (2) 需用費
- (3) 消耗品費
- (4) 印刷製本費
- (5) 委託料
- (6) 原材料
- (7) 使用料及び賃借料

5 補助金額

900,000 円

第8 補助団体の概要

1 名称 茨城県つくば芝振興協議会（以下、「協議会」という。）

組織 （令和2年4月1日現在）

会長 1名

副会長 2名

理事 7名

監事 2名

参与 3名

顧問 1名

第9 監査結果

監査の結果、以下のとおり、一部に改善又は検討を要する事務処理が見られた。

なお、監査の過程において口頭で注意した事項については、速やかに対応されたい。

【注意事項】

（補助団体）

1 事業報告の「つくば市庁舎芝生広場における管理」に関連して、協議会において64,900円（支払日：令和元年10月31日）と231,000円（支払日：令和2年3月26日）の委託料が発生している。

一方で、平成22年の新庁舎開庁時に、つくば芝3種類の展示圃場として、つくば市と協議会とで「つくば市庁舎芝生広場の芝に係わる協定書」（以下、「協定書」という。）を締結し、その第5条において、「協議会は、市が行う芝生広場の芝の維持管理業務の他に、年間2回、芝生広場全区域の芝刈りを行うものとし、

時期及び方法については、市と協議会の両者協議の上で決定する。前項の費用（芝刈り費用）は、協議会の負担とする。」と規定されている。

上記の2つの委託料は補助対象経費として決算報告されているが、芝刈り費用については、協定書に基づき協議会の負担となるため、補助対象経費とはならないと考える。

この芝刈り費用については、64,900円の作業は請求書により全額が芝刈り費用であることを確認できるが、231,000円の作業は、追加報告により、展示用の見栄えを考慮して芝刈りは行わず除草等を実施したものであることが確認できた。したがって、協定書に基づき協議会が負担すべき芝刈り費用は1回分の64,900円であり、これは補助対象経費ではないと考える。

なお、協定書に基づき年間2回行うこととなっている芝刈りを1回しか行わなかったことについては、現状に合わせて協定書を変更する必要があるため、3者（農業政策課、管財課及び協議会）で協議を行うとのことであった。

これらを踏まえ、改めて補助対象経費を精査したところ、補助金確定額に影響はなかった。しかしながら、今後は、協定書の見直しと合わせて補助対象経費を明確にし、適正に事務を執行されたい。

- 2 協議会から提出された実績報告書の収支決算書（見込み）の中に、補助対象経費とすべき旅費や委託料の一部を、前例踏襲により対象経費に含めていなかった。今後は、適正に実績報告書を作成されたい。
- 3 入会金、旅費などの経費について、根拠が明確でないまま事務が行われていた。それらについて早急に規程を作成し、適正に事務を執行されたい。
- 4 現金出納と預金の入出金をまとめて「出納帳」として記帳しており、現金出納帳が作成されていない。そのため、適時に現金の帳簿残高を把握することができず、現金の实在残高と帳簿残高が不一致となっても速やかに原因を調査できない状況にある。

よって、現金出納帳と預金出納帳を分離してそれぞれ早急に作成されたい。

(所管課)

協定書について、その所管課である管財課と現状に則した見直しを行い、協議会によるつくば市庁舎芝生広場の管理に係る委託料が補助対象経費とすべきものなのかその可否を協議会に指導されたい。

【検討事項】

(補助団体)

- 1 つくば芝生事業協同組合に対する令和元年度原種管理委託料 538,159 円について、領収書は保管されているが、契約書や請求書は確認できなかった。また、その領収書においては、委託料の積算根拠が詳細に明示されていなかった。

つくば市では、10 万円以上の取引については、契約書を締結することになっている。情報公開の可能性なども視野に入れて、市の規定を参酌して協議会で基準を定め、基準額を超える業務については、契約書を締結し、かつ、積算根拠がわかる資料を徴求されたい。

- 2 多くの補助金交付団体に共通していることであるが、補助金は使いきらなければいけないという意識が強く、協議会においては、年度末に残金を残さぬよう、根拠が不明確な支出が行われている状況である。

現状のままでは、翌年度の補助金が交付されるまでは、事業資金がないために、事務局長が立て替えるなど不適正な経理となる可能性がある。

補助金が交付されるまでの数か月の経費を賄うためにも、補助対象経費以外の収入の一部を繰越すことが望ましい。

(所管課)

協議会との連絡を密にし、帳簿の記帳状況や予算執行において不備の書類がないかなど、定期的に指導・監督されたい。